

# 令和8年度豊田市立高橋中学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

- ◇ いじめは、人間として絶対に許されない行為であることを強く認識する。
- ◇ いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こり得るものであるという認識をもって取り組む。
- ◇ 生徒の自己肯定感や自己有用感を育み、いじめを許さない学校づくりを進める。

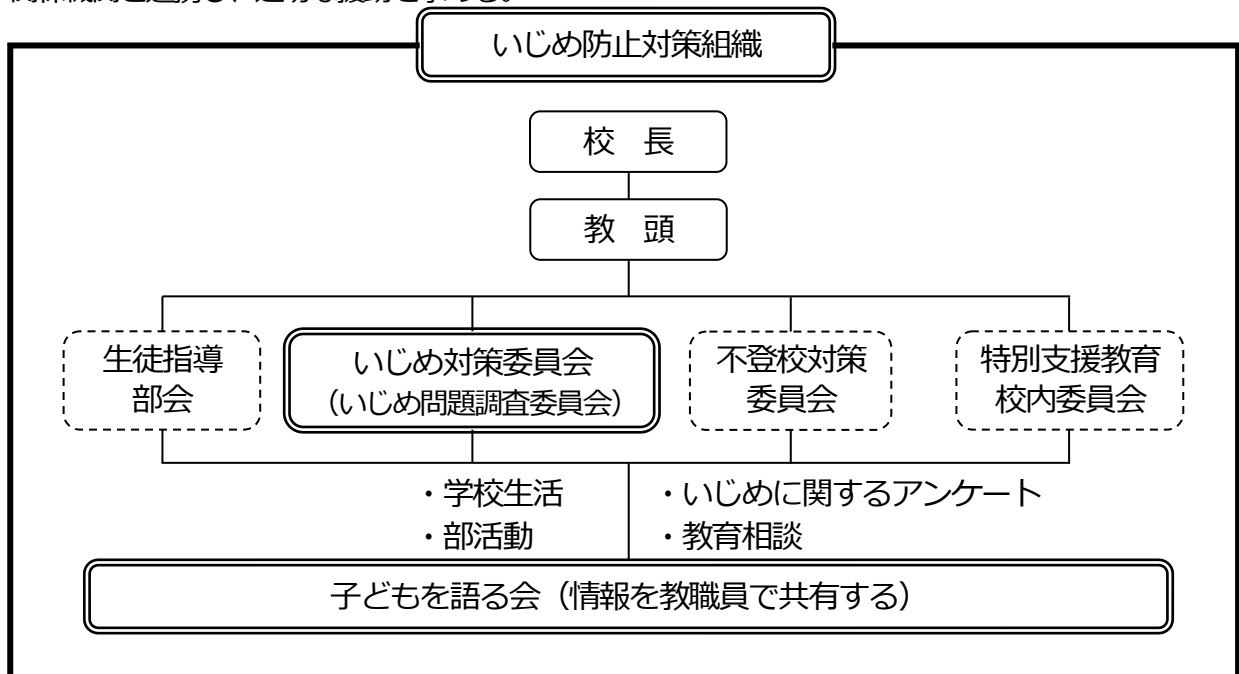
いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめの防止等に取り組まなければならない。

「いじめ」とは、当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。それを踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられたとする生徒の気持ちを重視し、その生徒の立場に立つて行うものとする。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。そこで、生徒に「出番と役割、責任感を与える場の設定」「互いに認め合える場の設定」によって、集団の一員としての自覚と自信、誇りを身につけることができ、生徒が自己肯定感や自己有用感、所属感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。また、「豊田市いじめの防止等に関する条例」のもと、いじめの防止等の取組について、保護者や地域住民、事業者等と連携し、組織的に対応していく。

## 2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことなく、組織として対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携し、適切な援助を求める。



### (1) 「いじめ対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- 学校自己評価、保護者アンケート、生徒アンケートを実施し、学校におけるいじめ対策の検証を行い、改善策を検討していく。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- 年度当初に「学校いじめ防止基本方針」に対する教職員への周知徹底と共通理解を図る。
- 学校生活に関するアンケートや教育相談の結果の集約と分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

#### ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止への取組状況や学校評価結果等を発信する。

#### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- 報告・連絡・相談の徹底によって、いじめに関する情報を全教職員で共有するとともに、サポートチームを編制し、指導方針や方策を協議した上で、迅速かつ効果的に指導を行う。また、状況に応じて、外部の専門家や関係機関と連携して対応する。
- 保護者への事実の報告と今後の指導や支援についての相談、指導後の経過報告を継続して行う。

#### (2) 「いじめ対策委員会」の構成員

「いじめ対策委員会」を校長、教頭（教育相談コーディネーター）、生徒指導主事、養護教諭、各学年生徒指導担当教諭で構成し、必要に応じて、教務主任、校務主任、学年主任、教育相談主任、保健主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生児童委員、学校運営協議会委員、育友会代表が参加する。「子どもを語る会」には全職員が参加する。

#### (3) 「いじめ対策委員会」の開催時期

##### ア 毎月開催する。

- 学校生活に関するアンケート（4・6・9・11・1月）を実施し、その情報も参考に教育相談を行う。
- 学校生活に関するアンケートの集計結果と教育相談での情報を踏まえ、指導方針と方策の協議、経過報告を行う。

##### イ いじめの事実への対応のため、必要に応じて随時開催する。

- いじめの事実や情報がある場合、必要に応じて随時開催する。報告・連絡・相談を密にする。

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

- 生徒自らがいじめの問題について考え、主体的に行動できる取組を行う。
- 授業や特活、行事等の全教育活動を通して、生徒に「出番と役割、責任感を与える場の設定」「互いに認め合える場の設定」によって、自己有用感をもち、自己実現ができるようにする。
- 日常生活（登下校含む）で生徒に寄り添い対話を重視した指導を行い、生徒の表情の変化を見落とさず、積極的に声かけをする。
- 集会、学級活動、道徳科の充実を図り、思いやりのある集団づくりを目指す。
- 保護者との電話連絡や家庭訪問を重視し、信頼関係を深めることによって、生徒に関する多くの情報を得ることによって生徒理解を深める。
- デジタルシティズンシップ教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導するとともに、保護者の理解と協力を得る働きかけを行う。また、必要に応じて専門家や警察の協力を得て指導を行う。
- 定期的に教育相談の機会を設け、生徒の思いに耳を傾ける場をつくる。
- いじめ対策委員会を実施し、アンケートの結果を元に適切な指導方針を定める。
- 児童相談所やこども相談課、豊田市青少年相談センター（パルクとよた）、警察少年係との連携を密にし、心配な生徒の情報を共有し、より適切な指導を行う。
- 全ての教職員が学校いじめ防止基本方針を共有し、いじめやその対応について正しく理解し、認識して教育活動に取り組む。

#### (2) 早期発見の取組

- ア 生活日記、日々の生徒への声かけなどを活用し、教師と生徒との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- イ 定期的に学校生活に関するアンケート（4・6・9・11・1月）を実施し、いじめの早期発見に努める。
- ウ 「先生たすけて」を活用し、心配なことを相談できる環境を整え、小さなSOSの把握に努める。

- エ いじめの相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
  - オ 保護者向けのいじめアンケートを実施（5月、10月の年2回）し、家庭での子どもの変化に気づくことができるよう、保護者と連携して対応する。
  - カ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。
  - キ 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」による点検（5月、10月の年2回）や「hyper-QU」の実施の結果から、学級の様子や個々の生徒の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。
  - ク 教職員間で情報共有する「情報交換会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。
- (3) いじめに対する措置
- ア いじめの発見、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、担任、学年主任、生徒指導担当に連絡し、連絡を受けた者は、速やかに管理職へ報告をあげ、「臨時いじめ対策委員会」を開催し、組織的に対応する。
  - イ 被害生徒の保護を優先した対応を行う。
  - ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
  - エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや豊田市青少年相談センター（パルクとよた）、警察少年係、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。  
いじめ早期相談票を活用する。
  - オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
  - カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
  - キ とよた地域クラブ活動など、学校の活動外でいじめが発生した場合は、当該団体等と連携して対応、指導、見守り等を行う。

#### 4 いじめの重大事態の疑いがある事案発生時の対応

- (1) いじめの重大事態が疑われる場合は、速やかに教育委員会に状況を報告し、早期解決を図る。その後、重大事態となった場合は、速やかに教育委員会に報告し、適切に対応して早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は「いじめ問題調査委員会（いじめ対策委員会が兼ねる）」を開催し、事実に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査の目的等については、いじめを受けたとされる生徒やその保護者、いじめを行ったとされる生徒や保護者に対して説明する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた生徒やその保護者、いじめを行ったとされる生徒や保護者に対して適切に情報を提供する。

#### 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直すとともに、「学校運営協議会」や「コミュニティ・スクール連絡会議」等でもアドバイスをいただくなどし、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」、「【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え」（5月、10月の年2回）や「保護者アンケート（学校評価アンケート）」（年1回）を実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

#### 6 その他

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載する。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (3) いじめの防止に関する校内研修（OJT研修）を年2回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

